

事業所調査結果概要

I 育児・介護休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(1) 育児休業制度の対象としている有期契約労働者

有期契約労働者について育児休業制度の対象としている事業所（複数回答）は、「勤続1年未満の者」が4.8%、「子が1歳6か月に達する日より前に雇用関係が終了することが見込まれる者」は3.9%、「いずれも対象としていない（法定どおり）」は93.2%となっている（表1、付属統計表第1表）。

表1 育児休業制度の対象としている有期契約労働者別事業所割合（複数回答）（%）

	事業所計	対象としている有期契約労働者（複数回答）		①、②いずれも対象としていない（法定どおり）
		勤続1年未満の者 ①	子が1歳6か月に達する日までに雇用関係が終了し、更新されないことが明らかである者 ②	
令和2年度	100.0	4.8	3.9	93.2

(2) 育児休業制度の利用状況

ア 育児休業者の有無別事業所割合

① 女性

平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間に、在職中に出産した女性がいた事業所に占める女性の育児休業者（上記の期間に出産した者のうち令和2年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は87.5%となり、前回調査（令和元年度84.3%）より3.2ポイント上昇した（図1、付属統計表第2表）。

また、女性の有期契約労働者についてみると、在職中に出産した女性有期契約労働者がいた事業所のうち、育児休業者がいた事業所の割合は77.4%となり、前回調査（同76.2%）より1.2ポイント上昇した（表2、付属統計表第3表）。

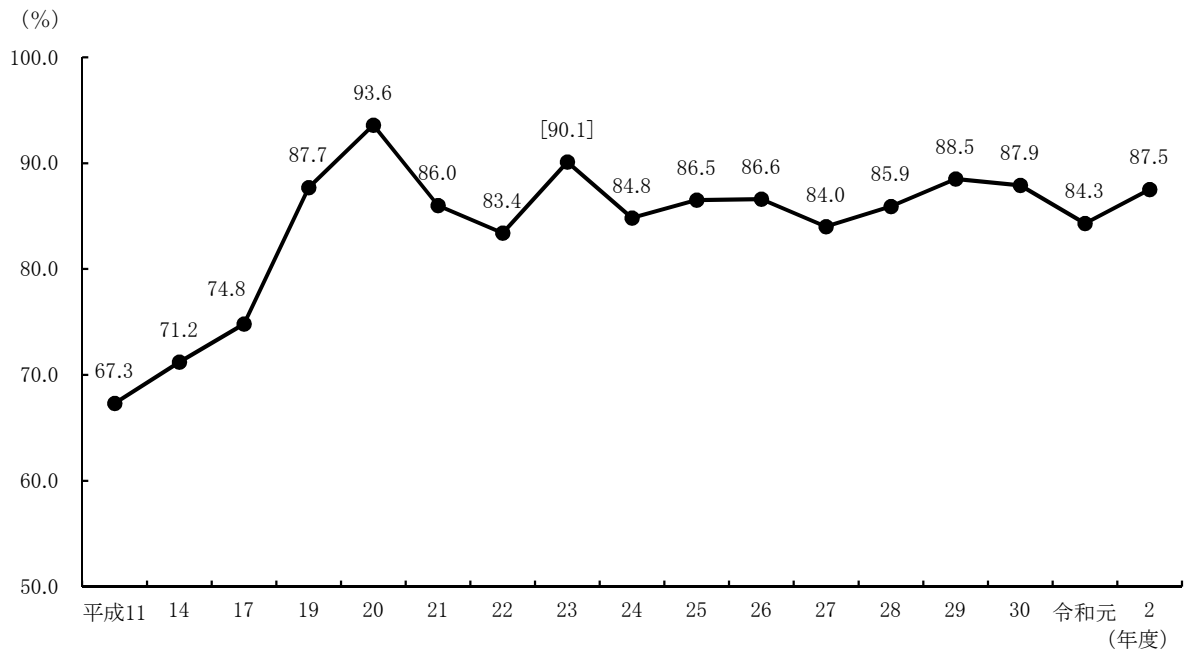
② 男性

平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間に、配偶者が出産した男性がいた事業所に占める男性の育児休業者（上記の期間に配偶者が出産した者のうち令和2年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は15.8%となり、前回調査（令和元年度10.5%）より5.3ポイント上昇した（図1、付属統計表第2表）。

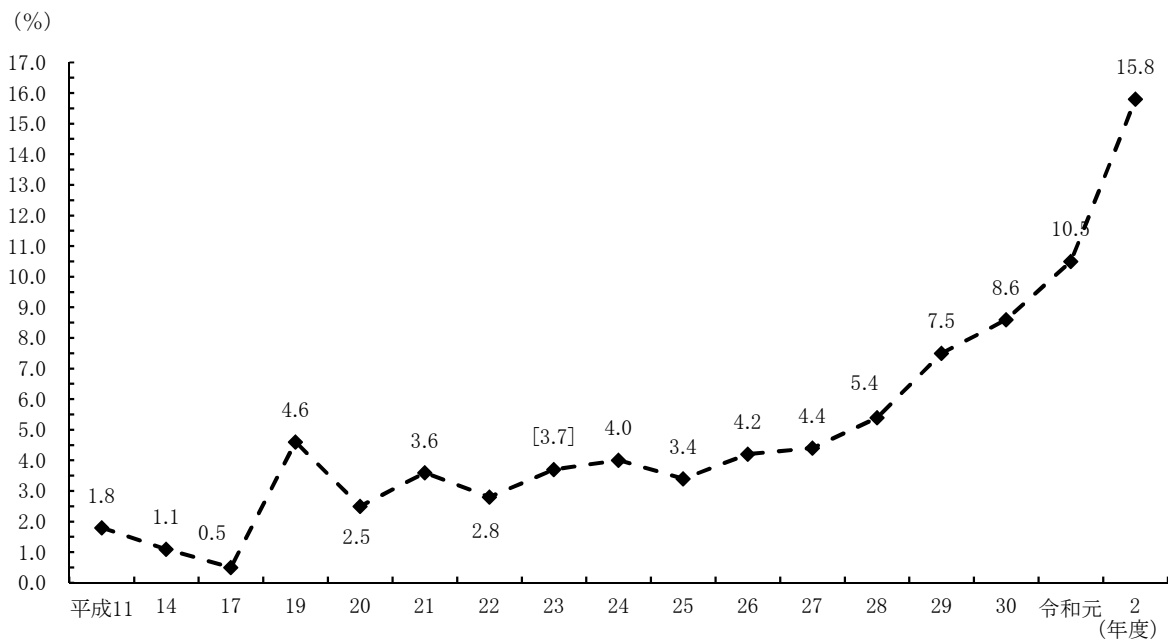
また、男性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は12.6%となり、前回調査（同4.2%）より8.4ポイント上昇した（表2、付属統計表第3表）。

女性

図1 育児休業者の有無別事業所割合



男性



注:平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表2 有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合

(%)

	女性				男性			
	出産者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし	配偶者が出産した者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし
平成30年度	100.0	91.8	77.2	21.4	100.0	80.5	10.0	83.6
令和元年度	100.0	82.3	76.2	23.8	100.0	64.9	4.2	95.8
令和2年度	100.0	79.5	77.4	22.6	100.0	64.8	12.6	87.4

注1: 調査対象事業所のうち、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間に出産した者、又は配偶者が出産した者がいた事業所を100として集計した。

注2: 「育児休業者」は、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始の予定の申出をしている者を含む。)をいう。

イ 育児休業者割合

① 女性

平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和2年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は81.6%と、前回調査(令和元年度83.0%)より1.4ポイント低下した(図2, 付属統計表第4表)。

また、同期間内に出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は62.5%で、前回調査(同77.5%)より15ポイント低下した(表3, 付属統計表第5表)。

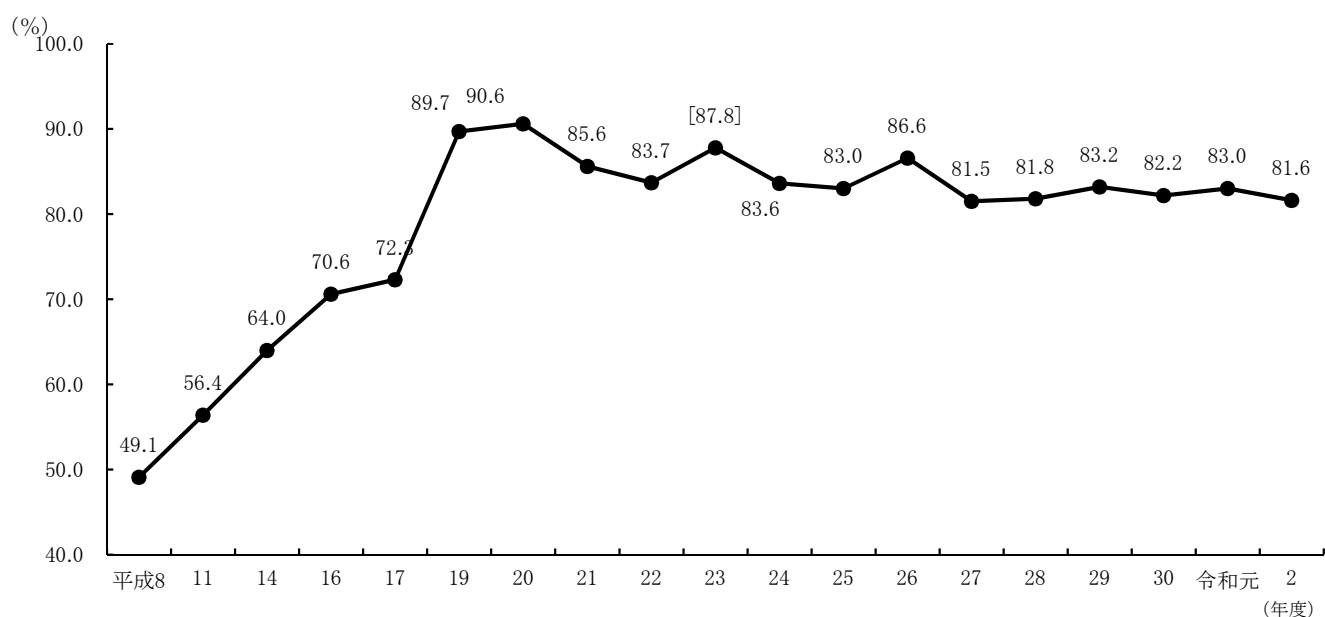
② 男性

平成30年10月1日から令和元年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和2年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は12.65%と、前回調査(令和元年度7.48%)より5.17ポイント上昇した。この内、育休期間が5日未満の取得者の割合は28.33%だった。(図2, 付属統計表第4表)

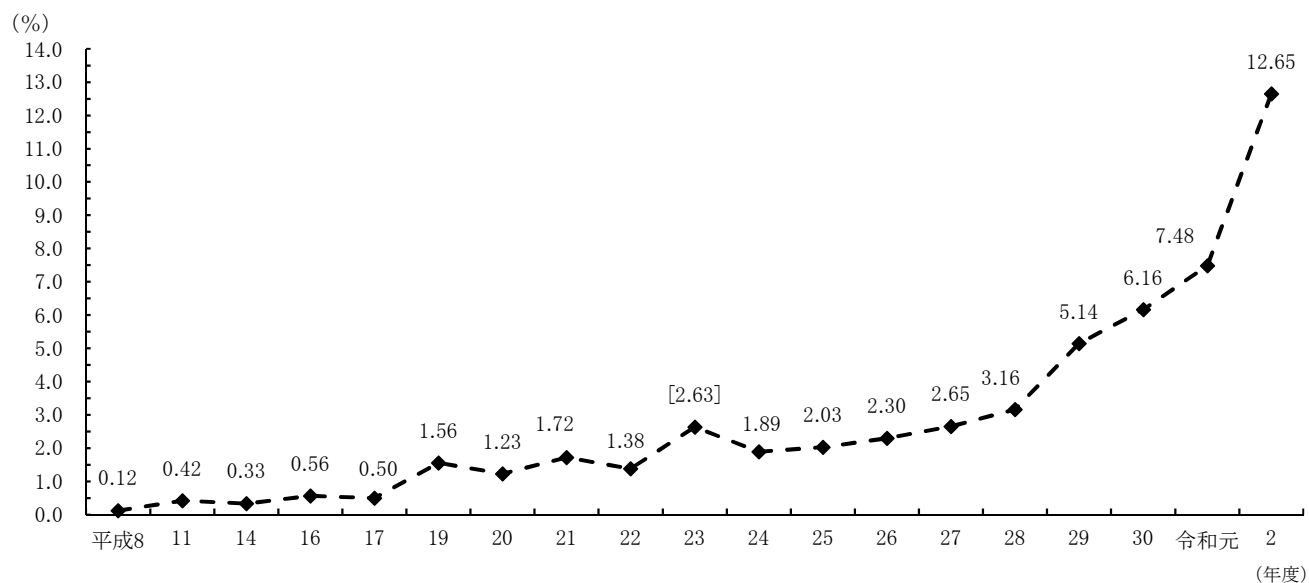
また、同期間内において配偶者が出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は11.81%で、前回調査(同3.07%)より8.74ポイント上昇した(表3, 付属統計表第5表)。

(女性)

図2 育児休業取得率の推移



(男性)



注:平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表3 有期契約労働者の育児休業取得率

(%)

	平成 17年度	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
女性	51.5	86.6	71.7	[80.7]	71.4	69.8	75.5	73.4	70.0	70.7	69.6	77.5	62.5
男性	0.10	0.30	2.02	[0.06]	0.24	0.78	2.13	4.05	3.42	5.69	7.54	3.07	11.81

注:平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

育児休業取得率＝ $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間(※)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

(※)平成22年度までは、調査前年度1年間。

2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無、利用可能期間

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、73.4%となっており、前回調査（令和元年度 72.1%）に比べ 1.3 ポイント上昇した。

産業別にみると、金融業、保険業（96.9%）と電気・ガス・熱供給・水道業（95.7%）において、制度がある事業所の割合が高くなっている。

規模別にみると、500 人以上で 99.2%、100～499 人で 95.8%、30～99 人で 89.4%、5～29 人で 69.8%と、規模が大きくなるほど制度がある事業所の割合が高くなっている。

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の最長利用可能期間をみると、「3 歳未満」が最も高く 39.1%（令和元年度 38.4%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が 21.6%（同 23.7%）、「小学校卒業以降も利用可能」が 21.0%（同 14.7%）となっている。「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は 55.8%（同 54.0%）で、全事業所に対する割合では 41.0%（同 39.0%）と、前回調査に比べ 2.0 ポイント上昇した（表 4、付属統計表第 6 表）。

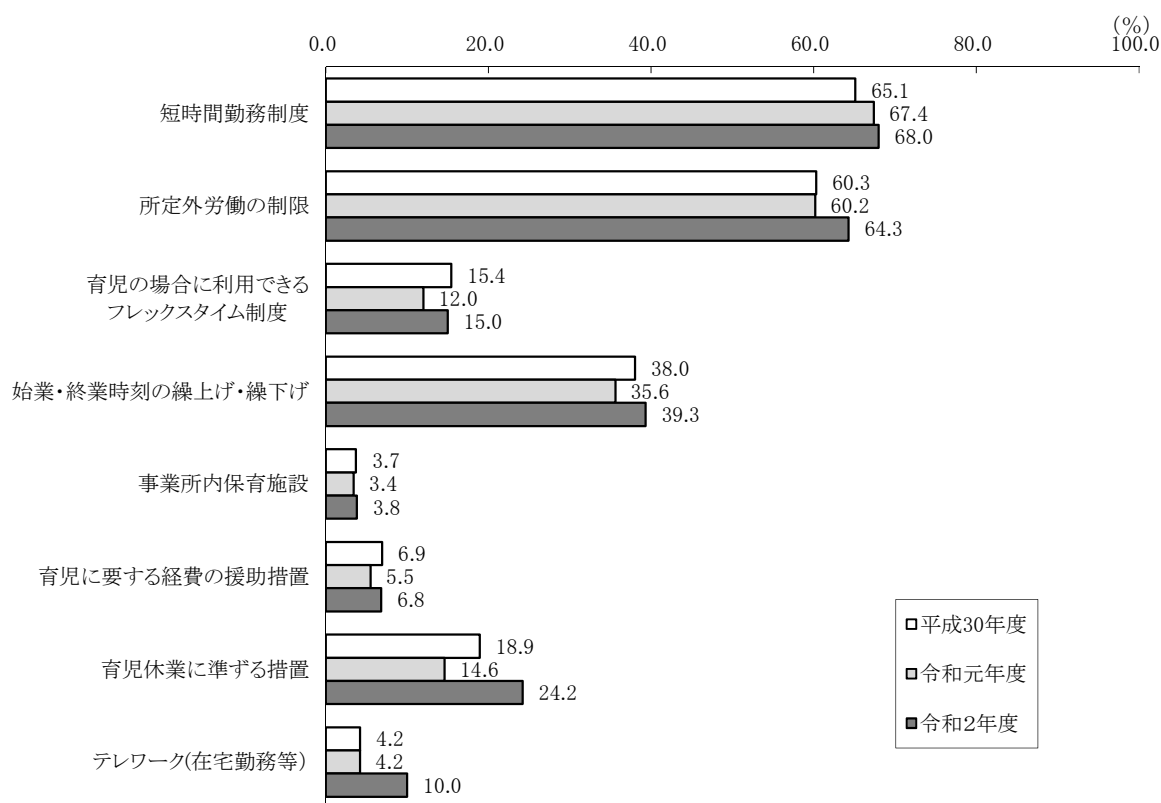
表4 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無
及び最長利用可能期間別事業所割合

											(%)
	事業 所計	制度 あり	最長利用可能期間							制度 なし	不明
			3 歳 未満	3 歳～ 小学校 就学前 の一定 の年齢 まで	小学校 就学の 始期に 達する まで	小学校 入学～ 小学校 3 年生 （又は 9 歳） まで	小学校 4 年生 ～小学 校卒業 （又は 12 歳） まで	小学校 卒業以 降も利 用可能	【再掲】 ③～⑥と する事業 所割合		
			①	②	③	④	⑤	⑥	③～⑥		
平成 30 年度	100.0	69.0	25.6	4.5	19.1	6.1	4.0	9.7	38.9	27.4	3.6
		(100.0)	(37.0)	(6.6)	(27.6)	(8.8)	(5.8)	(14.1)	(56.4)		
令和元年度	100.0	72.1	27.7	5.5	17.1	5.4	5.9	10.6	39.0	27.9	-
		(100.0)	(38.4)	(7.6)	(23.7)	(7.4)	(8.1)	(14.7)	(54.0)		
令和 2 年度	100.0	73.4	28.7	3.7	15.8	5.7	4.0	15.4	41.0	26.0	0.5
		(100.0)	(39.1)	(5.1)	(21.6)	(7.7)	(5.5)	(21.0)	(55.8)		

(2) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」68.0%（令和元年度 67.4%）、「所定外労働の制限」64.3%（同 60.2%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」39.3%（同 35.6%）の順で多くなっている（図 3、付属統計表第 7 表）。

図3 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（複数回答）



「制度あり」と回答している事業所において、導入割合の多い措置の最長利用可能期間の状況をみると、「短時間勤務制度」については、「3歳未満」が最も高く55.7%（令和元年度55.7%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が15.0%（同15.3%）であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は40.4%（同39.7%）となっている。

「所定外労働の制限」については、「3歳未満」が最も高く49.6%（令和元年度46.7%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が26.7%（同28.1%）であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は44.9%（同45.1%）となっている。

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「3歳未満」が最も高く44.0%（令和元年度45.4%）、次いで「小学校卒業以降も利用可能」が20.9%（同17.0%）となっている。「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は51.0%（同47.9%）となっている（表5、附属統計表第8表）。

表5 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の有無
及び最長利用可能期間別事業所割合

(%)

		事業所計	制度あり	最長利用可能期間							制度無し	不明
				3歳未満	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで	小学校卒業以降も利用可能	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上③～⑥		
				①	②	③	④	⑤	⑥	③～⑥		
短時間勤務制度	平成30年度	100.0	65.1 (100.0)	35.0 (53.8)	2.8 (4.3)	11.1 (17.1)	7.4 (11.4)	4.1 (6.3)	4.6 (7.1)	27.3 (41.9)	31.3	3.6
	令和元年度	100.0	67.4 (100.0)	37.5 (55.7)	3.1 (4.7)	10.3 (15.3)	6.5 (9.6)	6.0 (8.9)	4.0 (5.9)	26.7 (39.7)	32.6	-
	令和2年度	100.0	68.0 (100.0)	37.9 (55.7)	2.6 (3.9)	10.2 (15.0)	7.9 (11.5)	4.4 (6.5)	5.0 (7.4)	27.5 (40.4)	31.5	0.5
所定外労働の制限	平成30年度	100.0	60.3 (100.0)	28.1 (46.6)	4.5 (7.5)	18.2 (30.2)	3.0 (5.0)	2.3 (3.8)	4.2 (7.0)	27.7 (46.0)	36.2	3.6
	令和元年度	100.0	60.2 (100.0)	28.1 (46.7)	4.9 (8.2)	16.9 (28.1)	3.0 (5.0)	3.3 (5.4)	3.9 (6.5)	27.1 (45.1)	39.8	-
	令和2年度	100.0	64.3 (100.0)	31.9 (49.6)	3.5 (5.5)	17.1 (26.7)	4.0 (6.3)	3.3 (5.2)	4.3 (6.7)	28.8 (44.9)	35.2	0.5
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	平成30年度	100.0	15.4 (100.0)	5.8 (37.5)	0.8 (5.4)	2.2 (14.4)	1.1 (7.3)	1.0 (6.5)	4.5 (28.9)	8.8 (57.1)	81.0	3.6
	令和元年度	100.0	12.0 (100.0)	3.3 (27.7)	0.6 (4.9)	1.3 (11.1)	0.5 (4.1)	1.1 (9.2)	5.2 (42.9)	8.1 (67.3)	88.0	-
	令和2年度	100.0	15.0 (100.0)	4.7 (31.5)	0.7 (4.4)	1.5 (10.0)	0.9 (5.8)	0.9 (6.2)	6.3 (42.2)	9.6 (64.1)	84.4	0.5
始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	平成30年度	100.0	38.0 (100.0)	17.0 (44.7)	1.9 (5.1)	6.4 (16.7)	3.7 (9.9)	2.9 (7.5)	6.1 (16.1)	19.1 (50.3)	58.5	3.6
	令和元年度	100.0	35.6 (100.0)	16.1 (45.4)	2.4 (6.7)	5.0 (13.9)	2.5 (7.2)	3.5 (9.8)	6.1 (17.0)	17.0 (47.9)	64.4	-
	令和2年度	100.0	39.3 (100.0)	17.3 (44.0)	2.0 (5.0)	5.8 (14.8)	3.1 (8.0)	2.9 (7.3)	8.2 (20.9)	20.1 (51.0)	60.1	0.5
事業所内保育施設	平成30年度	100.0	3.7 (100.0)	1.6 (43.1)	0.4 (11.2)	1.0 (26.4)	0.0 (1.1)	0.0 (1.2)	0.6 (17.0)	1.7 (45.7)	92.7	3.6
	令和元年度	100.0	3.4 (100.0)	1.6 (46.3)	0.3 (9.5)	1.1 (33.0)	0.1 (1.5)	0.1 (3.6)	0.2 (6.1)	1.5 (44.2)	96.6	-
	令和2年度	100.0	3.8 (100.0)	1.4 (37.8)	0.5 (13.9)	1.1 (28.3)	0.2 (4.7)	0.2 (5.1)	0.4 (10.2)	1.8 (48.3)	95.7	0.5
育児に要する経費の援助措置	平成30年度	100.0	6.9 (100.0)	1.9 (27.9)	1.2 (17.2)	1.3 (18.4)	0.6 (8.3)	0.4 (6.0)	1.5 (22.2)	3.8 (54.8)	89.6	3.6
	令和元年度	100.0	5.5 (100.0)	1.4 (25.1)	0.8 (14.6)	1.0 (18.4)	0.6 (11.1)	0.9 (15.4)	0.8 (15.3)	3.3 (60.3)	94.5	-
	令和2年度	100.0	6.8 (100.0)	1.6 (22.9)	0.7 (10.6)	1.4 (20.5)	0.8 (12.4)	0.7 (9.8)	1.6 (23.7)	4.5 (66.5)	92.7	0.5
育児休業に準ずる措置	平成30年度	100.0	18.9 (100.0)	12.4 (65.6)	1.7 (9.0)	2.0 (10.4)	0.7 (3.7)	0.3 (1.6)	1.8 (9.7)	4.8 (25.4)	77.5	3.6
	令和元年度	100.0	14.6 (100.0)	10.0 (68.5)	1.3 (8.9)	1.2 (8.5)	0.3 (2.3)	0.5 (3.6)	1.2 (8.2)	3.3 (22.5)	85.4	-
	令和2年度	100.0	24.2 (100.0)	17.9 (74.0)	1.3 (5.5)	1.8 (7.4)	0.6 (2.5)	0.8 (3.2)	1.8 (7.4)	5.0 (20.5)	75.2	0.5
在宅勤務・テレワーク	平成30年度	100.0	4.2 (100.0)	1.1 (26.2)	0.3 (6.9)	0.3 (7.1)	0.1 (2.6)	0.5 (11.7)	1.9 (45.5)	2.8 (66.9)	92.2	3.6
	令和元年度	100.0	4.2 (100.0)	1.0 (24.7)	0.1 (2.1)	0.4 (9.3)	0.2 (3.9)	0.4 (9.1)	2.1 (50.8)	3.1 (73.1)	95.8	-
	令和2年度	100.0	10.0 (100.0)	1.4 (14.4)	0.2 (2.2)	0.2 (2.4)	0.3 (2.7)	0.6 (5.9)	7.2 (72.5)	8.3 (83.4)	89.5	0.5

3 子の看護休暇制度

(1) 子の看護休暇制度の規定状況

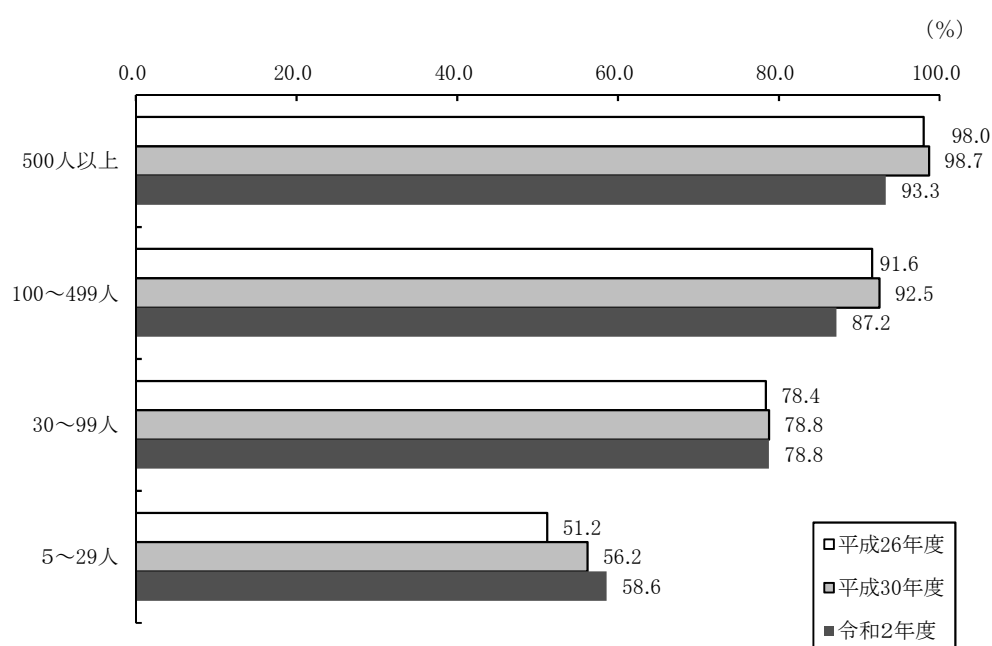
子の看護休暇制度の規定がある事業所の割合は 62.4%（平成 30 年度 60.6%）、うち事業所規模 30 人以上では 80.6%（同 81.5%）となっている。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道（92.3%）、金融業、保険業（89.9%）複合サービス業（87.7%）において、規定がある事業所の割合が高くなっている。

規模別にみると、500 人以上で 93.3%、100～499 人で 87.2%、30～99 人で 78.8%、5～29 人で 58.6%と、規模が大きくなるほど規定がある事業所割合は高くなっている。

また、子の看護休暇制度の規定がある事業所のうち、「勤続 6 か月未満の者」を対象としている事業所は 40.9%（平成 30 年度 35.9%）、対象としていない事業所は 59.1%（同 64.0%）となっている（図 4、付属統計表第 9 表）。

図4 事業所規模別子の看護休暇制度の規定あり事業所割合



(2) 子の看護休暇制度の対象としていない労働者からの申出があった場合の対応別事業所割合

「勤続 6 か月未満の者」を看護休暇制度の対象としていない事業所において、「勤続 6 か月未満の者」から申出があった場合の対応別事業所割合は、「年次有給休暇の取得を勧奨している」が 10.2%（平成 30 年度 10.2%）、「申出を拒んでいる（欠勤扱いとしている）」が 4.4%（同 3.9%）、「子の看護休暇として申出を認めている」が 2.8%（同 3.7%）、「申出を受けたことがない」が 79.9%（同 77.6%）となっている（表 6、付属統計表第 11 表）。

表6 子の看護休暇制度の対象としていない勤続6か月未満の者からの申出があった場合の対応状況別事業所割合

	「勤続 6 か月未満の者」を子の看護休暇の対象としていない事業所計	申出を拒んでいる（欠勤扱いとしている）	「子の看護休暇」として申出を認めている	年次有給休暇の取得を勧奨している	申出を受けたことがない	その他	不明
平成 30 年度	100.0	3.9	3.7	10.2	77.6	1.6	3.0
令和 2 年度	100.0	4.4	2.8	10.2	79.9	1.9	0.6

4 介護休暇制度

(1) 介護休暇制度の規定状況

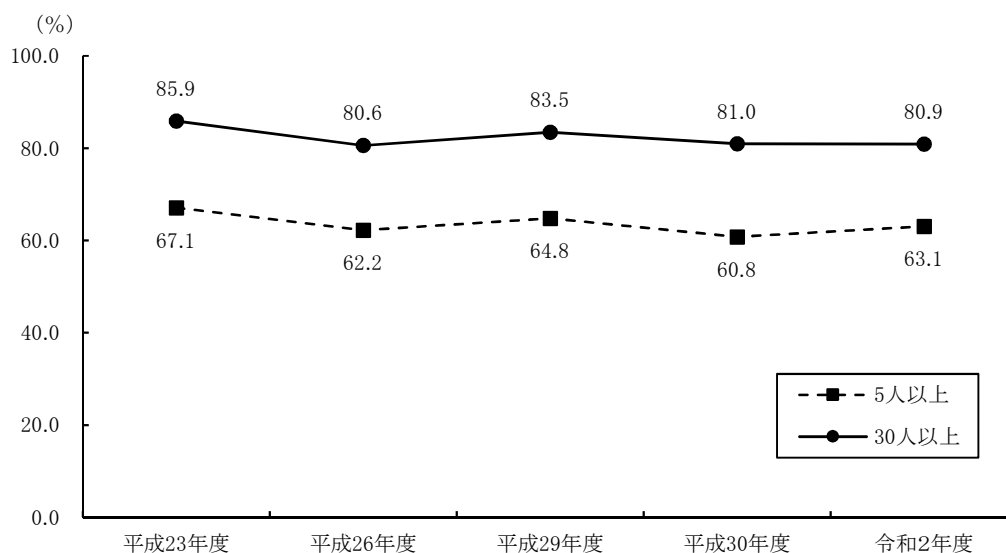
介護休暇制度の規定がある事業所の割合は、63.1%（平成30年度60.8%）と、前回調査に比べ、2.3ポイント上昇した。うち事業所規模30人以上では80.9%（同81.0%）と、0.1ポイント低下した（図5、付属統計表第10表）。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（92.0%）、金融業、保険業（88.5%）、複合サービス業（88.0%）において、規定がある事業所の割合が高くなっている。

規模別にみると、500人以上で92.8%、100～499人で86.8%、30～99人で79.4%、5～29人で59.4%と、規模が大きくなるほど規定がある事業所割合は高くなっている。

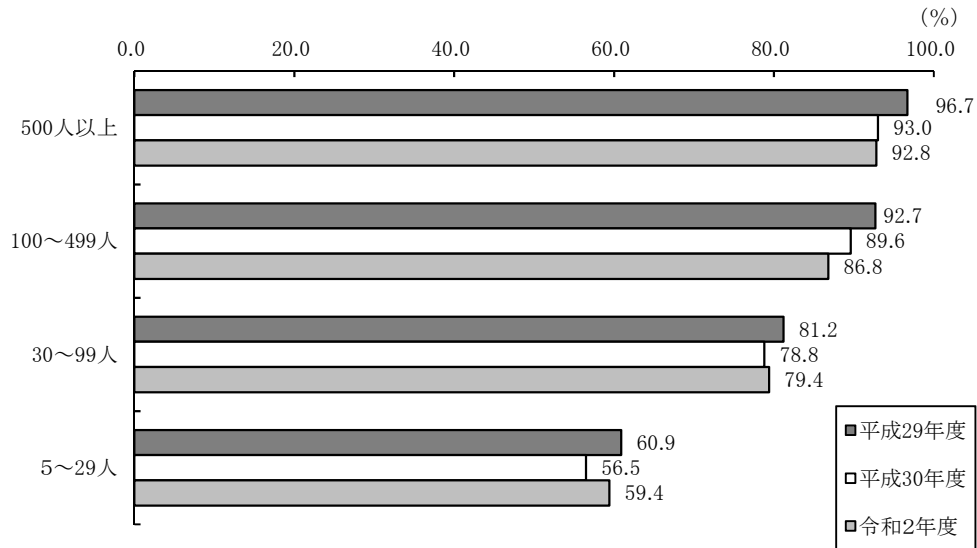
また、介護休暇制度の規定がある事業所のうち、「勤続6か月未満の者」を対象としている事業所は39.5%（平成30年度29.9%）、対象としていない事業所は60.5%（同70.1%）となっている（図6、付属統計表第10表）。

図5 介護休暇制度の規定あり事業所割合



※平成23年度は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

図6 事業所規模別介護休暇制度の規定あり事業所割合



(2) 介護休暇制度の対象としていない労働者からの申出があった場合の対応別事業所割合

「勤続6か月未満の者」を介護休暇制度の対象としていない事業所において、「勤続6か月未満の者」から申出があった場合の対応別事業所割合は、「年次有給休暇の取得を勧奨している」が8.7%（平成30年度8.3%）、「申出を拒んでいる（欠勤扱いとしている）」が4.0%（同3.2%）、「介護休暇として申出を認めている」が1.9%（同3.2%）、「申出を受けたことがない」が82.7%（同81.2%）となっている（表7、付属統計表第12表）。

表7 介護休暇制度の対象としていない勤続6か月未満の者からの申出があった場合の対応状況別事業所割合

(%)

	「勤続6か月未満の者」を介護休暇の対象としていない事業所計	申出を拒んでいる（欠勤扱いとしている）	「介護休暇」として申出を認めている	年次有給休暇の取得を勧奨している	申出を受けたことがない	その他	不明
平成30年度	100.0	3.2	3.2	8.3	81.2	1.9	2.1
令和2年度	100.0	4.0	1.9	8.7	82.7	2.1	0.6

Ⅱ 母性保護制度等に関する事項

1 労働基準法に基づく母性保護制度の規定状況

(1) 産前産後休業（期間）

産前産後に関する休業期間の規定について、「単胎妊娠（以下「単胎」という。）及び多胎妊娠（以下「多胎」という。）ともに法定どおり」（単胎：産前6週間産後8週間、多胎：産前14週間産後8週間）とする事業所は92.6%（平成27年度91.7%）、「単胎のみ法定を上回る規定あり」とする事業所の割合は2.2%（同2.0%）、「多胎のみ法定を上回る規定あり」とする事業所の割合は1.1%（同3.9%）、「単胎・多胎ともに法定を上回る規定あり」とする事業所の割合は3.3%（同2.2%）であった（表8, 付属統計表第13表）。

表8 産前産後休業期間別事業所割合

(%)

	事業所計	単胎・多胎ともに法定どおり	単胎のみ法定を上回る規定あり	多胎のみ法定を上回る規定あり	単胎・多胎ともに法定を上回る規定あり	不明
平成27年度	100.0	91.7	2.0	3.9	2.2	0.2
令和2年度	100.0	92.6	2.2	1.1	3.3	0.9

(2) 母性保護制度の利用期間中の賃金の取扱い

ア 産前産後休業

産前産後休業期間中の賃金を「有給」とする事業所の割合は24.7%（平成27年度18.5%）で、そのうち60.7%（同63.9%）が「全期間100%支給」としている（表9, 図7, 付属統計表第14表）。

表9 産前産後休業中の賃金の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	有給		全期間100%支給	その他	無給	不明
平成19年度	100.0	28.1	(100.0)	(60.2)	(39.8)	69.9	2.0
平成27年度	100.0	18.5	(100.0)	(63.9)	(36.1)	81.4	0.2
令和2年度	100.0	24.7	(100.0)	(60.7)	(39.3)	71.6	3.7

イ 育児時間

育児時間中の賃金を「有給」とする事業所の割合は25.3%（平成27年度17.4%）で、そのうち59.9%（同65.9%）が「全期間100%支給」としている（表10, 図7, 付属統計表第14表）。

表10 育児時間中の賃金の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	有給		全期間100%支給	その他	無給	不明
平成19年度	100.0	36.1	(100.0)	(67.4)	(32.6)	61.5	2.4
平成27年度	100.0	17.4	(100.0)	(65.9)	(34.1)	82.4	0.2
令和2年度	100.0	25.3	(100.0)	(59.9)	(40.1)	71.0	3.7

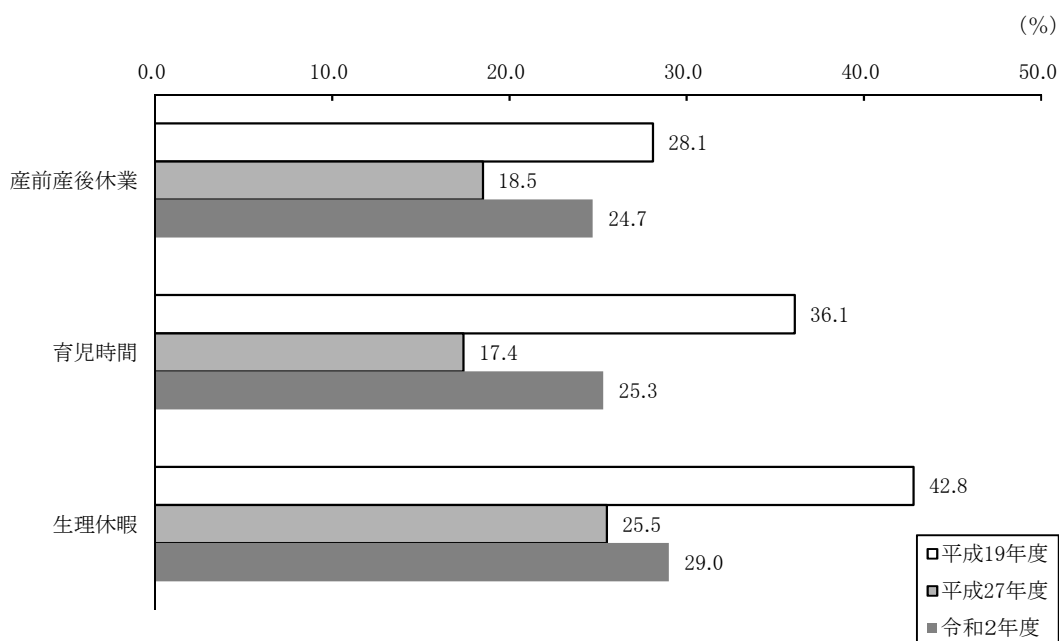
ウ 生理休暇

生理休暇中の賃金を「有給」とする事業所の割合は 29.0%（平成 27 年度 25.5%）で、そのうち 65.6%（同 70.6%）が「全期間 100%支給」としている（表 11, 図 7, 付属統計表第 14 表）。

表 11 生理休暇中の賃金の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	有給			その他	無給	不明
			全期間 100%支給				
平成 19 年度	100.0	42.8	(100.0)	(70.0)	(30.0)	54.8	2.4
平成 27 年度	100.0	25.5	(100.0)	(70.6)	(29.4)	74.3	0.2
令和 2 年度	100.0	29.0	(100.0)	(65.6)	(34.4)	67.3	3.7

図 7 母性保護制度利用期間期間中に賃金支給がある事業所割合 (%)



2 労働基準法に基づく母性保護制度の利用状況

(1) 育児時間の請求

平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日の間に出産し、出産後職場復帰（育児休業後職場復帰した者も含む。）した女性労働者がいた事業所のうち、令和 2 年 10 月 1 日までの間に育児時間の請求者がいた事業所の割合は 18.0%（平成 27 年度 11.9%）であった。

出産者のうち、育児時間の請求をした者の割合は 14.2%（同 9.7%）であった（付属統計表第 15 表）。

(2) 生理休暇の請求

女性労働者がいる事業所のうち、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に生理休暇の請求者がいた事業所の割合は 3.3%（平成 27 年度 2.2%）であった。

女性労働者のうち、生理休暇を請求した者の割合は 0.9%（同 0.9%）であった（付属統計表第 16 表）。

Ⅲ 多様な正社員制度に関する事項

1 多様な正社員制度の導入状況

多様な正社員制度の導入状況は 28.6%（令和元年度 28.2%）となっている。各種制度ごとの導入状況（複数回答）をみると、「短時間正社員制度」が 16.3%（同 16.7%）、「勤務地限定正社員制度」が 17.0%（同 17.8%）、「職種・職務限定正社員制度」が 11.0%（同 11.1%）となっている。（表 12, 付属統計表第 17 表）。

表 12 多様な正社員制度の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり				制度なし	不明
			短時間正社員 制度	勤務地限定正 社員制度	職種・職務限 定正社員制度		
平成 30 年度	100.0	23.0 (100.0)	11.8 (51.4)	12.8 (55.7)	9.3 (40.6)	70.1	6.8
令和元年度	100.0	28.2 (100.0)	16.7 (59.0)	17.8 (63.1)	11.1 (39.5)	71.8	-
令和 2 年度	100.0	28.6 (100.0)	16.3 (56.9)	17.0 (59.3)	11.0 (38.5)	70.3	1.0

2 多様な正社員制度の利用状況

(1) 多様な正社員制度の利用者の有無別事業所割合

多様な正社員制度の各種制度がある事業所において、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に制度を利用した者がいた事業所割合は、「短時間正社員制度」が 43.8%（令和元年度 31.9%）、「勤務地限定正社員制度」が 41.7%（同 38.8%）、「職種・職務限定正社員制度」が 37.7%（同 35.1%）となっている。各種制度の利用者がいた事業所のうち、男女ともに利用者がいた事業所の割合は「短時間正社員制度」が 13.0%（同 7.2%）、「勤務地限定正社員制度」が 35.5%（同 36.9%）、「職種・勤務限定正社員制度」が 44.0%（同 30.0%）となっている（表 13、付属統計表第 18 表）。

表 13 多様な正社員制度利用者の有無別事業所割合(複数回答)

(%)

	多様な正社員制度がある事業所計	利用者あり	利用状況(複数回答)				利用者なし	不明
			男女とも利用者あり	女性のみ利用者あり	男性のみ利用者あり	不明		
短時間正社員制度	平成 30 年度	100.0 (100.0)	40.5 (100.0)	3.4 (8.3)	29.8 (73.8)	5.7 (14.1)	1.5 (3.7)	58.9 0.7
	令和元年度	100.0 (100.0)	31.9 (100.0)	2.3 (7.2)	26.1 (81.8)	3.5 (11.0)	- (-)	68.1 -
	令和 2 年度	100.0 (100.0)	43.8 (100.0)	5.7 (13.0)	34.4 (78.6)	3.7 (8.4)	- (-)	56.2 -
勤務地限定正社員制度	平成 30 年度	100.0 (100.0)	44.5 (100.0)	13.8 (31.0)	17.5 (39.3)	12.1 (27.2)	1.2 (2.6)	54.3 1.3
	令和元年度	100.0 (100.0)	38.8 (100.0)	14.3 (36.9)	17.5 (45.1)	7.0 (18.0)	- (-)	61.2 0.0
	令和 2 年度	100.0 (100.0)	41.7 (100.0)	14.8 (35.5)	17.6 (42.1)	9.3 (22.4)	- (-)	58.3 -
職種・職務限定正社員制度	平成 30 年度	100.0 (100.0)	41.6 (100.0)	11.8 (28.3)	22.5 (54.2)	6.7 (16.0)	0.6 (1.4)	56.7 1.7
	令和元年度	100.0 (100.0)	35.1 (100.0)	10.5 (30.0)	18.2 (51.9)	6.4 (18.1)	- (-)	64.9 0.0
	令和 2 年度	100.0 (100.0)	37.7 (100.0)	16.6 (44.0)	11.1 (29.4)	10.0 (26.6)	- (-)	62.3 -

注:「利用者」は、多様な正社員制度がある事業所において、平成 30 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に制度を利用した者をいう。

(2) 多様な正社員制度の利用者割合

多様な正社員制度の各種制度がある事業所において、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に制度を利用した者の割合は、「短時間正社員制度」が 3.3% (令和元年度 2.2%)、「勤務地限定正社員制度」が 8.7% (同 9.6%)、「職種・職務限定正社員制度」が 10.4% (同 9.3%) であった。

それぞれの制度の利用者の男女比をみると、「短時間正社員制度」が女性 80.3%、男性 19.7%と女性の比率が高くなっているのに対し、「勤務地限定正社員制度」が女性 48.3%、男性 51.7%、「職種・職務限定正社員制度」が女性 40.9%、男性 59.1%と男性の比率が高くなっている(表 14, 付属統計表第 19 表)。

表 14 多様な正社員制度の利用者割合

(%)

		男女計		女性		男性	
		常用労働者 計	利用者	女性常用 労働者計	利用者	男性常用 労働者計	利用者
短時間正社員制度	平成 30 年度	100.0	2.6 (100.0)	100.0	5.0 (86.3)	100.0	0.6 (13.7)
	令和元年度	100.0	2.2 (100.0)	100.0	3.8 (80.7)	100.0	0.8 (19.3)
	令和 2 年度	100.0	3.3 (100.0)	100.0	5.4 (80.3)	100.0	1.3 (19.7)
	平成 30 年度	100.0	10.4 (100.0)	100.0	12.2 (51.0)	100.0	9.0 (49.0)
	令和元年度	100.0	9.6 (100.0)	100.0	11.8 (55.4)	100.0	7.8 (44.6)
	令和 2 年度	100.0	8.7 (100.0)	100.0	8.7 (48.3)	100.0	8.7 (51.7)
職種・職務限定 正社員制度	平成 30 年度	100.0	8.5 (100.0)	100.0	10.0 (48.9)	100.0	7.4 (51.1)
	令和元年度	100.0	9.3 (100.0)	100.0	11.0 (53.4)	100.0	7.9 (46.6)
	令和 2 年度	100.0	10.4 (100.0)	100.0	8.8 (40.9)	100.0	12.0 (59.1)

注 1：多様な正社員制度がある事業所の常用労働者を 100 として集計した。

注 2：「利用者」は、前年 10 月 1 日から当年 9 月 30 日までの間に制度を利用した者をいう。